

二 保護員	<p>大学等において医学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上保護員に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>
三 酸素欠乏の発生原因及び防止措置	<p>大学等において理学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上労働衛生に係る工学に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>
四 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	<p>大学等を卒業した者で、その後一年以上労働に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>
五 救急そ生の方法	<p>大学等において医学を修得して卒業した者で、その後二年以上労働衛生に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>
六 酸素の濃度の測定	<p>大学等において理学若しくは工学に関する学科を修得して卒業した者で、その後一年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>

備考

- 一 「フォークリフトの運転に関する講習」とは、第二十八条第一項第三号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
 - 二 「ボイラーの取扱いに関する講習」とは、第二十八条第一項第六号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
 - 三 「クレーン等による玉掛け作業講習」とは、第二十八条第一項第七号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
 - 四 「酸素欠乏の予防に関する講習」とは、第二十八条第一項第十二号及び第十三号に規定する作業に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- (小型船造船業法施行規則の一部改正)
- 第七条 小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第百十九号）の一部を次のように改正する。
- 第二条及び第五条中「別表」を「別表第一」に改める。
- 第九条第一項第二号中「国土交通大臣が定める主任技術者を養成するための講習（以下「主任技術者養成講習」という。）」を「第二十二條及び第二十三條の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）」に改め、同項第三号及び同条第二項第二号中「主任技術者養成講習」を「登録講習」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十二條を第三十七條とし、第二十一條の次に次の十五條を加える。

(講習の登録)

第二十二條 第九條第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第九條第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が登録講習の実施に関する事務（以下「登録講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が登録講習事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(講習の登録の要件等)

第二十三條 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 船舶の設計に関する基本事項

ロ 船舶の基本設計の手順及び方法

ハ 船舶の構造設計の手順及び方法

ニ 船舶の製造及び修繕に関する工程管理、品質管理その他技術上の管理

ホ 船舶の製造及び修繕に関する工作（艦装に関するものを除く。）の手順及び方法

ヘ 船舶の艦装に関する設計及び工作の手順及び方法

ト 船舶の製造及び修繕に関する法律制度

二 前号に掲げる科目にあつては、次の各号のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において造船に関する学科又は造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造又は修繕に関して十年以上の実務の経験を有する者

ロ 学校教育法による高等学校において造船に関する学科又は造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造又は修繕に関して十五年以上の実務の経験を有する者

ハ 助教教授の職にあり、又はこれららの職にあつた者

二 イ、ロ又はハに掲げる者と同等の以上の知識及び経験を有する者

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第十条第一項若しくは第二項又は第十三條の規定に違反して罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者